八尾市時報

発行所　八尾市役所
編輯兼発行人　広報課長　富田八郎
印刷所　大阪市外巽町　秀文社
発行部数　18.000部
定価一部　五円

# 各地区市民のこえ
# 衛生、土木關係がトップ
## 自振委一ヶ月の歩み

我々の町は我々の手で建設しようと八尾市自治振興委員会発足以来約一ヶ月半――この間市内十二地区では地区住民の熱烈なる声に応えて約八割は地区委員会を開催、又過日の豪雨による竹渕、西部地区の浸水時には同地区委員の徹宵目覚ましい活動を展開したのであるが、さて市政に対する要望、地区住民の申合せ事項を拾つてみると次の通りになる。

▲六月十八日、八尾御坊に於いて午後七時三十分より第一回地区委員長会議を開催、小池十太郎氏欠席の外全員出席、地区委員会細目（別記）協議した結果、地区委員長会議は毎月十日午後七時定例会

▲六月二十一日、八尾第一地区委員会、全員出席の上地区委員会細目原案可決
申し合せ事項1、毎月委員長会議終了後五日以内に開催、2、地区委員会の目的達成の為従来の隣組制度を実施、3、未亡人実態調査に協力の件
要望事項としては、1、通達事項を伝達する為掲示板の至急増設、2、旧行政委員の門標を取換る

▲六月二十二日、山本地委区員会十六名出席一名欠席の上開催、地区委員会細目原案可決
申し合せ事項1、地区委員会は毎月八日定例会とする2、会議は民主的で下意上達の線で進む
要望事項1、固定資産評価は適正なること、2、玉串川の清掃実施3、道路の補修溝蓋の補修実現、4、山本北地区の住家に近接する糞尿壺の撤去5、上水道の送水改善促進6、市民鐘の調査

▲六月二十三日、八尾第四地区委員会議、出席九名、欠席二名、地区委員会細目原案可決
申し合せ事項1、地区委員会は毎月十二日午後八時より用和小学校に於て定例会を開催2、未亡人実態調査に協力3、隣組制度を実施
要望事項1、下水道路より掬揚げた泥土を直ちに撤去すること
▲六月三十日、安中地区委員会議全員出席の上開催、地区委員会細目原案可決
申し合せ事項1、第三土曜日午後八時より定例会開催
要望事項1、下水の通水を良くし完全消毒をすること2、本年度予算に於ける土木費の内訳を知らせ3、PTAと市費の関係を明かにし市費負担について市当局の猛省を促す4、町鐘鐘を新に下付せよについて9、各町内の略図作成について9、各町内の略図作成について

▲七月六日、山本地区委員会十四名出席二名欠席の上開催
申し合せ事項1、固定資産評価補助員に対し全面的協力する2、日赤奉仕団の結成について委員長会原案可決
申し合せ事項1、隣組制度を実施
要望事項1、納税に来た者にもつと優遇せよ（納期限内のもののみ）2、固定資産評価補助員に地区委員内より一人選べ3、市役所の行政委員の標札反納6、夏期清掃撤去4、上水道送水の改善5、旧電話を通じ番号に改善4、各地区の下水を調査し下水掃除実施5、転出入者の町鐘取扱について7、水道料金値上の際聴聞会実施8、転出入者の証明書の用紙を一定せよ

▲七月九日、久宝寺地区委員会議員出席の上開催、地区委員会細目原案可決、
申し合せ事項1、本委員会は毎月十二日定例会とする2、本委員会を利用せんとする時は必ず委員長の意見を徴すること3、隣組を実施する
要望事項1、市民簿至急作製2、市民転出入は必ず出張所より通知すること3、各委員毎に掲示板を作れ4、久宝寺地区に公聴会を速かに開催せよ

## 地区委員会細目

1、本地区委員会は毎月一回以上会議を開き会務の執行に付き協議する。（会議の開催及び会議録を報告すること）
2、本地区委員会目的達成の為、各町内又は部落に適当な班員を置くことができる。また団体その他学識経験者報導関係者等を適当に置くことができる。
3、本地区委員会は第二条の目的達成の為旧行政事務を従前通り行うものとする。

## 政治を知らせる（市廣報事務）
## 知ろうとする（民間廣報事務）
## 廣報事務取扱要綱決る

### 市廣報

#### 一、廣報活動の目的

行政民主化の根幹とする広報活動の効率的運営を図り市政の実態を市民に周知徹底させ市民の要望を市政に反映させ市政民主化の促進に寄与するを目的とする。

#### 二、廣報活動の組織

イ、市政全般に亘る広報活動の企画立案と運営促進は広報課で行い広報行政の中枢となる。
ロ、各課廨に広報委員を市長が選任し、庁内における広報事務の連絡に当らしめる。
ハ、広報活動に関係ある自治振興委員会に於ては相互協力してこれを行うものとする。
（委員は、広報事業に関する資料を調査蒐集または所属課廨の月間行事予定及び実施に関する報告及び報道機関、自治振興委員会の連絡に於ては、広報課長に連絡しなければならない）
但し月間行事予定は毎五日と二十日、実施に関する報告は毎月末

#### 三、廣報活動の内容

イ、市政の宣伝、普及に関すること。
印刷物、視覚物、聴覚物、展示物、言語、移動催し物、会合、その他により広報媒体をする。（広報車の取扱は別に之を定める。）
ロ、市勢要覧に関すること。
毎年一回市勢に関する要覧を発行する。
ハ、時報の編集発行に関すること（別にこれを定める）

府下市会議長会議開かる

当番制による第十五回大阪府下市会議長会は去る七月六日午後一時より会議室に於て開催、木下大阪市会副議長を始め十四市正副議長参集、当市より今村、石田正副議長、脇田市長等出席、今村議長を座長に推して、布施市提出の議案（市会の活動参照）を協議し午後四時盛会裡に閉会した。

（写真は同会議）

### 廣報

#### 時報発行要領

一、本市の市政に対する理解と協力の念を深め、民主市政の発展を図るため、八尾市時報（以下単に時報という）を発行する。
二、時報は毎月五日と二十日の二回に発行する。但し、必要により臨時に発行しまたは都合により休刊することができる。
発行日が日曜日及び国の祭日にあたるときまたは特別の事由で発行できないときは翌日に繰上げる。
三、時報編集につき、資料の蒐集その他事務の円滑を図るため広報委員がこれにあたる。
広報委員はその所属するところの登載事項を取纏め所定の原稿用紙に記載し、発行日五日前までに送付しなければならない。
四、時報には概ね次の事項を登載する。
（イ）法令、條例、規則及び市政について市民に周知または協力を必要とする事項
（ロ）市政の円滑なる遂行及び健全なる市民生活の確立等に必要なる事項
（ハ）市政全般の普及、宣伝及び報道に関する事項
（ニ）市政に関する市民の声を聴取する事項
（ホ）民事部の要請にかかる事項
（ヘ）その他必要と認める事項
五、時報は発行の都度一世帯につき一部をまた市議会議員、各種委員、市内各学校、官公署、その他市長が必要と認めるものに無料で配布する。
前項の外特に希望する者に対しては、実費を徴してこれを配布する。

## 民間廣報

### 私達の生活を町を、府、国をよくするのは私達です
―だから私達は政治を知らねばならない―

政治を知ろうとする市民の、自発的活動の中から選ばれて、その地区の民間広報のサービスに努めているのが自治振興委員会の委員であり、市ではこれらの方々（委員数一五一名）に広報事務の連絡をお願いしました。

＝政治は人民のもの＝
「政治は、人民のものである。人民は先づ政治を知らねばならない」といいますが、二千六百年の封建的な政治にならされた国民が僅か一年で、にわかにどうにもなるものではなく、政治の民主化といい仕事はなかなか根気のいるものであります。

＝民主市政を祖敵するまで＝
しかし、この成果はあくまで基礎的な方向ずけの出来た程度であつて、民主市政を祖敵する日は、まだまだ遠い将来であります。われわれはこれまで歩んできた第一年の若干の成果の上に、更に新しい勇気と決断をもつて前進しなければなりません。

＝日本人の至上命題＝
自治振興委員の方々や、進歩的な市民各位の絶大なる御努力にもかかわらず、未だに広報の意義さえ明らかでない人々も多いのですがそれだからもう投げてしまえ、効果の上らない施策は切捨てというわけにはいきません。日本はどうしてもなれない道ながら民主国家としての復活こそ、いま、至上の命題であることを自覚しなければなりません。

＝市広報と民間広報＝
八尾市では協田市長就任以来、市政の民主化の為に、いち早く広報係の設置、昨年九月ジ台風の際は市民に広報の必要を再認識され、創設以来七ヶ月で一躍広報課として独立、益々広報事務を強化、市民に対する市政の実態を知らせるべく努めてきたのでありますが、市民もこれに呼応して自分達の町は自分たちの手で――と去る六月一日八尾市自治振興委員会（別名廣市会）が誕生、民間広報活動を展開してまいりました。
以来市からは全戸数に一枚宛、月二回の広報機関誌「八尾市時報」を配布、広報車の購入、庁内に広報連絡協議会の設立、市民は各地区に月二回の地区委員会を開催する等市広報と民間広報はお互いに密接な連絡をとり府下衛星都市でも指折りの広報活動を展開、順調に発展していますが

## 輿論調査に協力を

この度広報課では皆様の八尾市時報をよりよくする為に左記により与論調査を実施したく思います。
調査人員は一五〇〇人（入選は適挙人名簿より二十二人目の人を抽出）の方々で与論調査内容は時時は読んでいますか、記事内容はこれでよいか、配付方法は今のままでよいか等々十一項目で皆様の処えこの調査カードが参りましたら前記の趣旨御了承の上、この与論調査に協力御願い申し上げます。

## 聲

本欄の答は要望のみですからくわしくは広報課まで御問合せ下さい

### 納税報奨金は誰が貰えるか

（問）六月五日号時報に「報奨金平均」を見ました、私は三期分ともに納期前に納付いたしましたが何等の報奨金もありません。これは如何になつているのでしようか、今だに納付していない方もありますが何の処分もありません正直者に馬鹿を見ないようにしていただきたい。（一市民より）
（答）報奨金は納期前の納付に対し月数に応じ交付してゆきます。
納期前とは二十五年度の場合は一期は十月一日、二期は十一月一日、三期は十一月一日以前がそれぞれ納期前で、納期の最終日以前は納期限前でありまして、納期前とは全然別個なものです。従つて御貴殿は納期限前の納付でありまして報奨金は受けられません。月数計算は納期前十四日は切捨て十五日以上は一ケ月となつています。滞納の市税については悪質とみなされるものから順次滞納処分を実施しています。
尚納税令書が遅れている関係上一期分の報奨金を出す事は一応ありませんが、二期三期分は第一期分の令書に記入の通り期別税額によつて納付できます。報奨金を受けられた方は殆んど第一期分の納期内に全年分を納付されています。（税務課）

### 無償配給の農薬

（問）今般府下一円に無償配給される硫酸銅の農薬配給はすべて協同組合を通じて行なわれているが、過去に農民より入用方を伝えず業者にヤミ売されていた事実もあり、農務課に於いて農民より直接申込するよう改めて戴きたい。（一農民）
（答）硫酸銅の無償配給はありませんのでヤミ売りの事実はありません。本年度において府より無償配給を受けた農薬は石灰硫黄含剤ウスプルン配給があり、石灰硫黄含剤は麦作付反別割によつて各農協え現物配給し被害報告により農業改良技術員指導のもとに消毒され、ウスプルンは、市農務課技術員と協同組合共催によつて各地区毎に現品持参の上消毒をされました。
今後の配給について農務課より各農家に申込を受ける事は、諸種の事情により困難と存じます各農家によく主旨徹底いたすと共に農協えこれが遺憾のないように指導いたします（農務課）

### 電力料金値上反對陳情

（問）（前略）電力料金値上は私達の日常生活に或いは全産業の基礎的な動力である事から家庭生活をゆさぶり諸物価を釣上げ、インフレをあおりたてるのは火をみるより明である。（中略）別紙達書により私達の意志表示とし各関係者に連絡をとり御協力下さる様陳情いたします
（八尾地区農民代表、日本社会党八尾支部、商工会議所、八尾市婦人会、八尾婦人会）
（答）電力料金値上反対については各団体から陳情され、これが処理につき去る六月二十四日緊急臨時市会が招集され即日決議、偶々来阪中の吉田首相に対し二十五日正副議長市民の代表として値上反対陳情書を手交いたしました。
市長会でも輿論に即応し、大阪市長会はもとより近畿市長会並に全国市長会にも満場一致で可決、中央機関たる全国市長会より関係機関宛反対決議文を提出する事になつていますのでやがて民意に応ずるものと信じている次第です。
尚決議文提出先は、参議院議長、衆議院議長、公益事業委員長、内閣総理大臣、通産大臣、経済安定本部長官、物価庁長官
（秘書課、市会事務局）

### 貴方は知つていますか

あなたの國、府政、市政の事がどのようにきめられどのように行われているのか
知らないで反対するのは**ヘリマガリ**です。知らないでついて行くのは**キケン**です。よく知つて理解の上で協力し、改めたいと思う意見は役に立てましょう
あなたは、あなたがのけものにされたら怒るでしょう。
ところが、自分で、政治からのけ者になつてはいませんか。

# 昭和二十五年度の地方財政一般状況について

昭和二十五年度の上半期の財政事情については昨年の十二月五日付八尾市時報（第二十四号紙上）にて発表したとおりでありますが、更に今回市会の議決を経た当市昭和二十五年度の財政事情を次のとおり公表致しますので市民の皆さま方に御理解していただくよう御願いします。

シャープ勧告に基く地方税法の改正は、地方財政の確立を企図し、地方自治体の行政活動を大巾にひろげるとともに民主主義政治の根本的裏付であったとは云うものの五月国会において辯り出られ、この法案通過の八月まで全く財政的空白期間が到来し、地方財政にとってはまことに憂慮すべき一大試練に遭遇、加うるにジ台風の災禍により益々この空白期間に輪をかけ、又新たに本年度法制化された地方財政平衡交付金制度により益々混沌とした財政事情のもとに苦難の一年経たのでありますが、この間曲りなりにも無事経過しましたことはこれひとえに市民各位の絶大なる御協力の賜に外ならないものと深く感謝致して居ります。

## イ地方税制度の改革

一昨年秋シャープ税制使節団の来朝により中央地方を通じて税制の一大改革の勧告がなされ、政府は国税、地方税を通じて税制の一大改革を加え、昭和二十五年八月一日より施行されたのであります。この改革の要点は地方自治制度が行制的確立を形式的に見たのみでその裏付となる財政措置が未完成のため、甚だ奇形的な自治制度となっていたのでありますが、この行政制度を運営する原動力となる財源である税制度が改正され、地方税収入を拡充し、地方財政に自主性をもたせ、同時に地方自治の根基を培うとともに国民の地方税負担の合理化及び均衡化をはかったのであります。

即ち税制度の整理統合、課税標準税率等に関し地方団体の権限の拡充、並びに税に対する市民の関心を高めるとともに地方自治体の支出する経費に対する市民と地方税に対する関連性を高めるとともに地方自治体の支出する経費に対する市民と地方税に対する関連性をもたせ、又特別徴収に関する規定を整備すると同時に税率を税目毎に明確にするとともに地域的にその均衡化をはかり、その結果当市においては昭和二十四年度に比し約四千七百万円の市税の増収を見たのであります。

## ロ地方財政平衡交付金制度の制定

地方財政の確立と地方行政の一般的水準の向上を図るため、従来の地方配付税制度が廃止され新たに地方財政平衡交付金制度が創設されたのでありますが如何に税制度の改正をしても地方団体においては税源の偏在がある以上ある程度の財政力の不均衡はまぬがれないのでこの調整をはかるためにこの平衡交付金制度が設けられたのであります。この制度は各地方団体の財政需要と、財政収入とを測定し、財政収入の財政需要に充たない部分が補塡され、交付される制度が設定されたもので当市においては昭和二十五年度は昨年度より約九百万円の減即ち、二千九百二十五万円が収入されたのであります。

## ハ国庫補助金の大巾整理

今まで国庫から地方団体に対して交付されていた莫大な国庫補助、負担金制度はややもすると自治制度が確立されたにも拘らず政府の地方団体に対し干渉乃至は支配の具に供される危険があると同時に税制改革による地方財政の確立に伴り自然補助の対象となるべき行政上の負担区分を明確化するとともに一部平衡交付金に折込まれ大巾に整理が断行されたのであります。

以上の諸制度の改革によりまして当市の受けた財政上の影響は誠に莫大なものがありました、即ち税制度改革による徴税のずれによる上半期の空白期間を迎えるとともに更にジエーン台風による災禍はその空白期間に輪をかけ、当市の財政を益々窮地に追いやり一時はその前途も全く深淵に追い込んだ感があったのでありますが、市民各位の絶大なる御協力により無事乗越ることが出来たのであります。

## 地方自治法第二百四十四條

普通地方公共団体の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上予算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

## 昭和二十五年度予算の概要について

イ、昭和二十五年度予算について四四七、〇八四円の追加となって三税計上せる昭和二十五年度予算額は一九四、六六九、八七五円で これを歳入面に収入済額に比し支出済額は減じて四円が次年度に繰越されることになっておりまして差引九、九三九、四五 なっております。

## 五市民負担の状況について

昭年二十五年度歳入の中貢献市民各位の負担になるのは市税で、これが収入実績九九、九三三、一三三円で、五月末調査による市民六九、三九二人に対して一人当り一、四四三円の負担となるわけで 前年度における一人当り負担額の二九八円に比して一、一四五円の増加となっておりますが、これは地方税法制定による地方財政確立と云う本市にとっては当然の結果となって来たものと考えられます

## 六公債及び一時借入金の状況について

## 豆知識

▽大阪府の総面積は百八十二万五千九百十三平方粁で全国都道府県中の最小

▽府下で一番高いところは、南河内郡千早村の金剛山の中腹奈良県との府県界のあたりで海抜一千米

▽反対に府下で一番低いところは大阪市港区内の天保町のあたりで海面下五十糎米くらい、このあたりを中心に西大阪一帯は地盤沈下がつきまとうわけで、この高潮を防ぐための防潮堤工事の完成は大阪府の最も重要な仕事で、本年度には大億五千万円の予算がこの仕事に計上されている

## 観衆實に五千名

花火とパレードの納涼祭

昭和二十五年度における八尾市の市税は一九四、六六九、八七五円で 市が市民にサービスするために苦しい市の台所から施行した事

## NHKの録音放送

大阪中央放送局主催の放送座談会は去る六月二十六日午後一時より市長応接室に於いて開催、同日午後六時三十分より「大阪の時間」に録音放送された

尚テーマは「修学旅行について」で出席者は左の通り

司会者文教委員長高木金一、市警青少年防犯課長前田部長、用和小学校教員小田浩之、住職前田穣、八尾市婦人会小池光子、八尾婦人会小村佳子、新日本婦人会玉島陽波、民生委員中村喜代子の各氏

★　★　★

★　★　★

## 七、C特別会計上水道費の状況について

当市初つて以来の全市給水と云う大工事を本年度から施工することになりその事業費を起債に仰ぎ四、五〇〇万円の多額の許可を得まして着々とその工事に着手年度内には竣工の目算をもつて起工したのでありますが、諸々の事情から年度内に御期待に添うことが出来なかったことを遺憾に思って居ります。次に本予算の執行状況は次の通りであります。

## 奇篤な話し

人情の荒み、道徳感の低下、憂しい世相を反映して市民当然の責任たる市民税の納付さえ渋滞勝ちな今日この頃、自ら進んで納税に協力しようとする人を見出すのは極めてうれしいことである。

私の督促中体験した次の方々を発表してその行為を賞賛したい。

一、大福寺の福田武さんは御主人始め夫人子供さんたちも協力して硬貨が手に入るとことごとくそれを貯蓄して納税していられ、一つの思いつきとして一般の方にもおすすめしたい。

二、西郷西町の熊谷多利吉さんは納税は市民の義務なりとの信念を守り、家人を督励して給料日には先づ税金を差引いておき翌日は第一番に出服して納税されもし家人が忘れていたりすると叱りつけて納めに行かせる程の熱意を見せられている。

三、沢の川の西野静子さんは主人を失った女一人身で家業に精励し子供を通学させ、品物の買い廻しから納税まで懸命の努力をつづけていられ、目下税金にあてるべく小額紙幣、小銭貯蓄していられる。

（徴税課K生）

## 昭和二十五年度予算の特徴について

（写真は放送に出席の人々）

### 市税

| 款名 | 当初予算額 | 追加更正額 | 最終予算額 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|
| 市税 | 71.500.000 | 34.376.200 | 105.876.200 | 41.0 |
| 公営企業及財産収入 | 696.465 | 8.000.000 | 8.696.465 | 4.4 |
| 使用料及手数料 | 10.192.420 | 4.778.200 | 14.970.620 | 5.7 |
| 国庫支出金 | 68.021.545 | △ 334.318 | 67.687.227 | 26.2 |
| 府支出金 | 7.356.445 | 4.700.097 | 12.056.542 | 4.5 |
| 寄附金 | 1.000 | 988.600 | 989.600 | 0.3 |
| 繰越金 | 1.000 | 12.588.105 | 12.589.105 | 4.7 |
| 雑収入 | 1.501.000 | 2.145.200 | 3.646.200 | 1.3 |
| 市債 | 35.400.000 | △ 4.795.000 | 30.605.000 | 11.9 |
| 合計 | 194.669.875 | 62.447.084 | 257.116.959 | 100 |

次に歳出面では役所費が二六%を占め、次に教育費一七%、社会及労働施設費となり、科目別にその概況を示すと次の通りであります。

| 款議士教社保災 名 | 当初予算額 | 追加更正額 | 最終予算額 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|
| 会費 | 3.915.360 | 1.345.728 | 5.261.088 | 2.0 |
| 所費 | 38.451.970 | 29.599.129 | 68.051.099 | 26.4 |
| 消防費 | 26.036.382 | 2.914.957 | 28.951.339 | 11.2 |
| 木費 | 18.860.000 | △ 5.746.200 | 13.113.800 | 5.2 |
| 育費 | 34.931.725 | 2.039.800 | 36.971.525 | 13.7 |
| 働施設費 | 26.171.885 | 4.774.078 | 30.945.963 | 12.0 |
| 及労生費 | 25.999.200 | 4.246.865 | 30.246.065 | 11.7 |
| 衛経済費 | 10.083.500 | △ 2.083.470 | 8.000.030 | 4.2 |
| 健産調査費 | 850.000 | 0 | 850.000 | 0.3 |
| 業調費 | 623.000 | 240.284 | 863.284 | 0.3 |
| 計債費 | 384.112 | 1.542.303 | 1.926.415 | 0.7 |
| 支出金 | 3.844.341 | 950.000 | 4.794.341 | 1.8 |
| 備費 | 2.718.400 | 254.412 | 2.972.812 | 1.1 |
| 急対策費 | 1.800.000 | △ 1.418.802 | 381.198 | 0.2 |
| 害應策費 | — | 23.788.000 | 23.788.000 | 9.2 |
| 合計 | 194.669.875 | 62.447.084 | 257.116.959 | 100. |

### 歳入

| 款 | 当初予算額 | 追加更正額 | 最終予算額 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|
| 市税 | 71.500.000 | 34.376.200 | 105.876.200 | 41.0 |
| 公営企業及財産収入 | 696.465 | 8.000.000 | 8.696.465 | 4.4 |
| 使用料及手数料 | 10.192.420 | 4.778.200 | 14.970.620 | 5.7 |
| 国庫支出金 | 68.021.545 | △ 334.318 | 67.687.227 | 26.2 |
| 府支出金 | 7.356.445 | 4.700.097 | 12.056.542 | 4.5 |
| 寄附金 | 1.000 | 988.600 | 989.600 | 0.3 |
| 繰越金 | 1.000 | 12.588.105 | 12.589.105 | 4.7 |
| 雑収入 | 1.501.000 | 2.145.200 | 3.646.200 | 1.3 |
| 市債 | 35.400.000 | △ 4.795.000 | 30.605.000 | 11.9 |
| 合計 | 194.669.875 | 62.447.084 | 257.116.959 | 100 |

### 歳出

| 款 | 当初予算額 | 追加更正額 | 最終予算額 | 百分比 |
|---|---|---|---|---|
| 議会費 | 3.915.360 | 1.345.728 | 5.261.088 | 2.0 |
| 役所費 | 38.451.970 | 29.599.129 | 68.051.099 | 26.4 |
| 警察費 | 26.036.382 | 2.914.957 | 28.951.339 | 11.2 |
| 消防費 | 18.860.000 | △ 5.746.200 | 13.113.800 | 5.2 |
| 土木費 | 34.931.725 | 2.039.800 | 36.971.525 | 13.7 |
| 教育費 | 26.171.885 | 4.774.078 | 30.945.963 | 12.0 |
| 社会及労働施設費 | 25.999.200 | 4.246.865 | 30.246.065 | 11.7 |
| 保健衛生費 | 10.083.500 | △ 2.083.470 | 8.000.030 | 4.2 |
| 産業経済費 | 850.000 | 0 | 850.000 | 0.3 |
| 財産調査費 | 623.000 | 240.284 | 863.284 | 0.3 |
| 統計費 | 384.112 | 1.542.303 | 1.926.415 | 0.7 |
| 選挙費 | 3.844.341 | 950.000 | 4.794.341 | 1.8 |
| 公債費 | 2.718.400 | 254.412 | 2.972.812 | 1.1 |
| 諸支出金 | 1.800.000 | △ 1.418.802 | 381.198 | 0.2 |
| 予備費 | — | 23.788.000 | 23.788.000 | 9.2 |
| 災害応急対策費 | | | |

昭和二十五年度予算の特質

昭和廿五年度当初予算は以上のような理由から、シャープ勧告の主旨に沿い、市税については暫定予算を編成したのでありますが公共事業（文教施設並びに農業土木）の補助の確定と繰越事業の決定とに相俟つて五月十九日第一回の追加更正予算として一、七七〇万円を追加計上したのであります。又六月十五日第二回として起債決定と補助の確定とにより市民病院拡張事業費、母子寮建設費等として一、一二四万円の追加を計上し、更に第三回追加予算として七月二十八日の市会に起債と補助の決定その他定数増加に伴う必要経費一、〇九九万円を追加計上し、予算額は二二、三六一万円となつたのでありますがその後地方税法が確定したため市税予算の全面的更正と起債事業の見通し確定のため減額すべきは減額し、確定したるものは追加し、差引七万六千円の追加計上を八月二十三日の市会において第四回分として可決を得たのでありますが、九月三日に予測もしない天災（ジェーン台風）に見舞われ、その大災害の復旧費に充当するため、災害復旧費として九月二十八日市会において、三、六六二万円の可決を得たのであります。ここに当市始つて以来始めての二七、二九五万円という巨大なる予算となつたのであります。次いで十一月二十九日の市会においては第六回目として必要経費二七三万円が可決され、明けて本年一月二十九日の市会において政府による年末手当支給に関する法律が地方公務員にも適用されることになり、これが予算措置を講ずるとともに引揚者住宅建設等の予算を追加計上し、一、一五二万円を可決、総予算現計二八、八三二万円となつたのであります。その後災害復旧工事の見通しと、事業打切り、平衡交付金の交付額の決定、補助、起債の確定等により予算の整理の必要にせまられ、三月二十三日に最後の予算更正である三、一二六万円の減額を行い二五、七一一万円の最終予算の可決を求めるのであります。

次に国庫支出金としては五四、五〇五、七〇四円の収入済で、これは地方財政平衡交付金として二九、一五〇、〇〇〇円となり大半を占めて居り国庫、補助金、負担金の別となつて居ります。

次に使用料及び手数料は総額に対する四六・九％の割合とで歳入の根幹をなして居ります。

先づ歳入面より予算に対する収入済を見ますと、予算総額二五七、一一六、九五九円の内二二五、三二一、五六七、二六円の収入済でこの収入済額の内訳は市税収入として九九、九三三、一一三円となり総収入に対する四六・九％の割合とで歳入の根幹をなして居ります。

次に使用料及び手数料は総額に対する四一％を占め、次に繰越金で歳入の一〇％を占めている市債としては次の通りであります。

★

| 科目 | 予算額 | 収入額 |
|---|---|---|
| 市税 | 一〇五、八七六、二〇〇 | 九九、九三三、一一三 |
| 公営企業及財産収入 | 八、六五六、四六五 | 八、六二七、七五二 |
| 使用料及手数料 | 一四、九七〇、六二〇 | 一五、七四五、四六六 |
| 国庫支出金 | 六七、六八七、三二七 | 五四、五〇五、七〇四 |
| 府支出金 | 一二、〇五六、五四二 | 五、五九三、一三一 |
| 寄附金 | 九八九、六〇〇 | 六二一、八〇〇 |
| 繰越金 | 二一、五八九、一〇五 | 二一、五八九、一〇五 |
| 雑収入 | 三、〇四六、一〇〇 | 三、〇一五、四八五 |
| 市債 | 三〇、六〇五、〇〇〇 | 二四、七〇〇、〇〇〇 |
| 歳入合計 | 二五七、一一六、九五九 | 二三五、三二二、五六七 |

次に歳出面を見ますと予算額二五七、一一六、九五九円に対し二一五、三八二、一一三、六九二銭の支出済となつて居り、支出種目別に人件費、物件費、事業費別に見まると

人件費
予算額　七六、八九二、〇〇〇、〇〇
支出額　七四、一一三、〇〇〇、〇〇

物件費
予算額　四一、六八九、〇〇〇、〇〇
支出額　三四、一〇二、〇〇〇、〇〇

事業費
予算額　一一五、八〇二、〇〇〇、〇〇
支出額　八六、八三〇、〇〇〇、〇〇

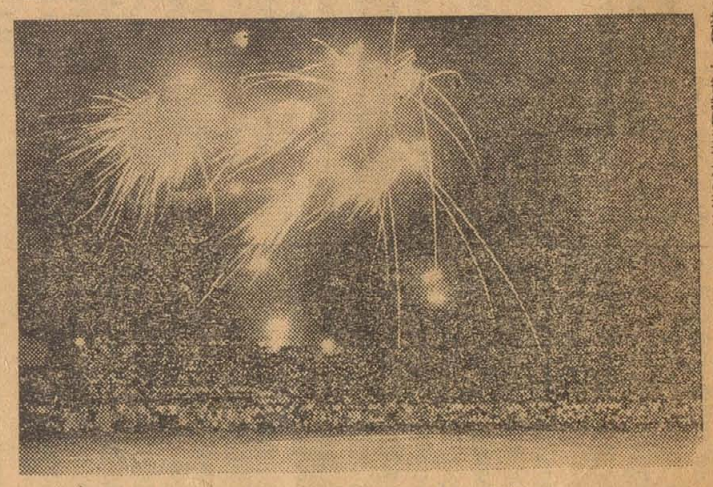

花火とバレーの納涼祭

八尾市職では去る七月七日の七夕一杯に埋め尽しシーソン最初の納涼祭を行つた。（写真は同夜の花火と球場を埋めた観衆）

# 廣報技術と市政振興委員会の本質（一）

（総司令部近畿地区民事本部民間報道部）

本講演は近畿民間報道部民間報道部長バーグ氏（現四国地区民間報道部長）の講座より採録したもので、当市に於ては去る六月一日よりよき政治の会としての「八尾自治振興委員会」発足、現在自分たちの郷土の運営を自分たちの手で――と諸種の活躍がなされているが、今後に於ける活動に対して多大の示唆あるものと思い敢えて採録しました―編集部―

## 民主的な

政治は言うまでもなく、人民による政治のことであります。従つて、我々が人民の利益を増進する効果のある正直で民主的な政府を持つには、市民が公共の問題について強い関心を持ち、それをよく知つておらねばなりません。不幸にして、市民の間では、選挙日に投票函に票を入れてしまえば、それで自分の市民としての務めが終つてしまつたと云うような態度が一般にとられているのであります。然しその市民としての務めは、実にその時から始まるのであります。民主的な選挙が行われても、それにつづいて府県市町村の問題に対する強い関心と、その如何に行われているかを知り且つ改善する企図がこれに伴わなければ、その民主的な選挙の目的は達せられないのであります。

## 税金

の問題は日本に於て重要なものであります。政府の事業を行うには資金を要するのでありまして、資金は課税によつて賄われるのであります。そしてこの場合に於ても税金を払つてしまえば、財政に対する自分の市民としての務めが終つてしまつたというような態度が一般にとられているのであります。ところがその務めは、始まつたばかりなのであります。税金を支払つても、その金が如何に使われるかということについて、強い関心を持たず又浪費、非能率を無くする為の努力が払われないならば、納税の目的は達することが出来ないのであります。

## 各府縣市

町村には、早急に解決を要する多種多様の公共的な問題がありますが、よく啓発された市民のみがこの解決をなし得るのであります。府県市町村の問題の中には、改善を要する多くの事があつて、その改善が行われたならば、市民により一層の福祉と幸福をもたらす事が出来るのであります。これ等の改善には啓発された市民の積極的な努力を必要とするのであります。

府県市町村の諸問題について市民を啓蒙するために、公務員に対してこの小委員会は或る種の問題について特別の関心を持つている会員によつて組織せられるものであつては役人と協力します。同時にまたこれ等の人々は精神的に完全に独立していて、汚職や非能率や浪費に対しては一刻も猶予せず全力を挙げてこれと戦うのであります。よりよき政治の会は出来る限り広い範囲から代表の参加を求めてその会員とするべきであつて商工会議所やその他実業家の団体、農業漁業組合、青年団、PTA、職業的組合、婦人団体、健全なる労働組合、新聞並にラジオ、その他の団体代表をこの会へ送るべきです政党の幹部や公共事業請負業者や封建的なボス達は除外せられるべきであります。学者や民間人で行政に精通している人達の参加を得ることも結構なことであります。この会員は各々その層している団体の公式の代表として行動するには及びません。然しながら会員は全部、彼等の団体として十分にこの会のことについて啓発し、各団体を通じて、この会の目的を達成することを最高の目的とせねばなりません。広い範囲の色々な事柄について効果的に機能を発揮する為にはこの会の中に各種の小委員会をつくることをおすすめします。

この小委員会は或る種の問題について特別の関心を持つている会員によつて組織せられるものであつてその人は、その小委員会で問題の研究を行い、そしてこの会へ報告をするのであります。例えば、青少年不良化の問題はPTAや青年団や婦人団体の代表によつて成る小委員会で研究せられることになるのであります。

## CIE

図書館やその出張所を利用出来る地方の人々は研究を進める上にその図書館なり出張所を使えば理想であります。そこには重要と思われる殆んどすべての問題について権威のある、最も新しい知識を与えてくれる英語の書籍や定期刊行物が豊富にあります。そしてすべて無料であつて利用者の手伝をしてくれる係員も居るのであります。それらの図書館は実際に知識と文化の宝庫でありますから皆様が最高度に利用勧告と協力を与えて、彼等が人民に対して、公僕としての一層の努めを果させる為に浪費や非能率や腐敗がある時には、これ等を排除する為によりよい、より健全な、より幸福な社会ひいてはよりよい、より健全な、より幸福な日本を建設する為に、よりよき政治の会が設けられるのであります。

## よりよき政治の會

（自治振与委員会）は、地方の社会や国民に奉仕したいと望んでいる民間指導者の自由意思による集の会であります。この会は百パーセント不偏不党のものであつて、その目的とするところは民主々義の確立と地方の社会への奉仕にあるのであつて、政党政治の党利党略に携わることではないのであります。よりよき政治の会の会員は政党や政党の綱領を支持していてもよりよき政治の会の運動を行うに当つては、如何なる政党的考慮もこれを排除せねばならないのであります。公平無私と公正の二つはこの会に欠くことの出来ないものであります。

よりよき政治の会は百パーセント民間人のものであつて如何なることがあつても役所の支配を受けたり、役所の補助金を受けたりしてはならないのであります。これが最も重要点であります。

## 我々は

名前は全極穏かで民主的ではあるが、その実、隣組組織や大政翼賛会に倣つて造られたいろいろの団体を知つていますこれらの団体は地方に奉仕するように見せかける人々によつて組織されています。然しながら彼等の奉仕は人民に対してではなくて彼等が人民の主人であると考えているところの役人に対してなされるのであります。彼等の目的は役人の手先として働くことと、個人の尊厳と自由を抹殺することにあるのであります。彼等の考えは所謂官尊民卑の言葉によつて代表されている役人と人民の関係についての日本人の伝統的な思想を基にしているのであります。よりよき政治の会は、府県政翼賛会でもなければ、市政翼賛会でもないのであります。また、この会は、役所の手先でもなければ、敵でもないのさるべきであります。

この会の経理や事務所の場所については、その地方の状況や要求に従つて色々な方法があるのであります。例えば、会費を会員から徴収してもよし、又寄附金を各団体から集めてもよいのです。この会はCIE図書館で会合を催すことも出来ますし民間団体の設備を利用することも出来るのであります組織する上の細かいことは皆様の便利とこの会の目的にかなうようにすればよいのであります。この会の会員を府県市町村議会やその立法委員会に出席させるべきであります。立法委員会のような会にあつては、出席した会員は彼等の持つている建設的な意見があればそれを申出るべきであります。そして出席した会員は会へ帰つてその報告をすべきであります。

（次号につづく）

# 昭和二十五年度予算の執行状況について

昭和二十五年度予算について昭和二十五年度当初予算は一九四、六六九、八七五円であり、その後朝鮮戦争勃発台風等により急激なる物価の高騰、人件費の増額等により当初に比して約一、五七倍の二五七、一一六、九五九円の最終予算となり、六二、四四七、〇五四円の追加となつて居ります。

これを歳入面より見れば、市税収入は一〇五、八七六、二〇〇円の総額に対する四一％を占め、次に国庫支出金の二六％、市債収入の一二％、その他となり、科目別にこれを示すと次の通りとなります

| 科目 | 予算額 | 収入額 |
|---|---|---|
| 市税 | 一〇五、八七六、二〇〇 | 九九、九三三、一一三 |
| 公営企業及財産収入 | 八、六五六、四六五 | 八、六二七、七五二 |
| 使用料及手数料 | 一四、九七〇、六二〇 | 一五、七四五、四六六 |
| 国庫支出金 | 六七、六八七、三二七 | 五四、五〇五、七〇四 |
| 府支出金 | 一二、〇五六、五四二 | 五、五九三、一三一 |
| 寄附金 | 九八九、六〇〇 | 六二一、八〇〇 |
| 繰越金 | 二一、五八九、一〇五 | 二一、五八九、一〇五 |
| 雑収入 | 三、〇四六、一〇〇 | 三、〇一五、四八五 |
| 市債 | 三〇、六〇五、〇〇〇 | 二四、七〇〇、〇〇〇 |
| 歳入合計 | 二五七、一一六、九五九 | 二三五、三二二、五六七 |

日本の夏は高温、高温であつてこれがために多数の人が罹病し、又死亡します。そうでなくとも一般活動は特に減退して、全く気息奄々で過さねばならぬ状態であります。しかしながら我々の日常衣食住に対する僅かな注意によつて、これを防ぐことができます。

## 一、減食と淡白食

理論上からも経験上からも、夏は減食する方が生活上楽であります。つまり体内における酸熱の機能をなるべく控え目にするためには、食物特に脂肪食などを少なくする方がよいそうです。その理由はたん白質、脂肪含水炭素の中、たん白質は身体の各成分の構成に与かるものでありますが、他の脂肪、含水炭素は体内で燃焼して熱と力とに代るもので、なかでも脂肪は他のものよりも二倍以上の熱量を産生するものでありますから夏はなるべく脂肪の濃いものは避け、淡白なあつさりした食物をとつた方がよいようです、日本食が洋食に比べて一般に脂肪分が少ないのは、一つは湿気の多い温度の高い夏の気候に悩まされた結果日本では自然にこのようになり来つたものと考えられます、又夏は居間の気温が体温に近くなるため、体温をとられるよりか、体温を放出するのにさえ困るような状態ですから、他の季節よりも、大分減食してもよいわけであります。夏の暑い時の暴食は、ちょうど煙突のつまつている炉に石炭をどんどん注ぎ込むのと同様であつて、黒煙は炉の中でもうもうとくすぶつて、遂には破裂することになるでしょう。この破裂は人間でいえば死であります。

## 二、着衣上の注意

夏の衣服としては薄衣であつて白いものがよいことは既に御承知のとおりであります。

特に注意していただきたいのは乳幼児の衣服であります。三十度以上の高温になれば、大人であれば暑い暑いといつて脱衣もしますが、小児殊に乳児は暑くて苦しい時には位いて訴えるより外に方法を知らないのであります。もしそのような時に無智な母親であつたら、腹が減つて泣くのだと早合点して乳房を口に当てるでしょう、乳を含ませると泣くことはできないからやみますが、乳を（食物）をとれば益々燃焼を旺んにしますから、体温も益々旺んになります。こんなことでは遂に死なせることにもなりますから、ゴム引きのオムツの使用にもよく注意していただきたいと思います。

## 三、涼風と撒水

住宅については、日本の住宅は何れも夏向きにできていますが、都会の密集地帯の家と来ては、僅かの風すらはいらないものが多いようです。大阪でいうと、夏涼しくするには西側の窓を開けることが第一であります勿論南向きにすることはよいことでありますが、西が塞がつていたら風が通らないために大変暑いから、家のまわりに朝顔やヘチマ、西瓜などの棚を作ることは暑さ除けとしてはよいと思います。会地があつたらいろいろと草花を植えたり、植木鉢を置くことは、息づまるような、夏の緩和剤として最もよい方法と考えられます。又夏は家の周りの撒水を怠つてはなりません撒水はゴミの飛び散るのを静め暑さも緩和して涼味を与えるものでありますから水を撒くことを忘れないようにしましょう。

## 四、安静と避暑

その他の防暑の手段としては或いは山に、或いは海辺に転地して、比較的にのんきな生活を送ることは最もよいことではありますが、これは金持階級の一部にできることであつて、一般にはとても望めそうにもありません。然し海水浴に行くことや緑陰の読書など位は、誰にでもできる最も簡易な避暑法でありましょう。激しい労働は体熱の産生を旺んにし、うつ熱を益々甚だしくするものですから、できるだけ身体は安静に保ち、過労を避けた方がよいと思います。（衛生課）

# 全國都市廣報主管者協議会開催

## 廣報事務の法制化を決議

去る十六、七日の両日京都市生祥小学校に於て第一回の全国各都市広報主管者協議会を開催、広報活動の今後の在り方について協議参加者は北海道地区の旭川市から南は長崎、熊本県下の各都市より約一八六都市の広報主管者で、先づ夏秋京都市長代理助役（京都市長渡米中）の挨拶GHQ、CIE近畿地区報道部長F・T・エイツ氏の広報業務につき特別講演あつた後、村上京都市広報課長を座長に選出

先づ本協議会会則案密議の後決定つづいて広島、岡山、山口、埼玉四国地区各県下より提出の広報事務の法制化に関する件を上程、陳情書を総理大臣、官房長官、衆参議長、全国市長会（長）、法務総裁、地方自治庁、地方行政調査会に提出することになつた。

なお、本協議会の機構は三段階別として府県の協議会、九つのブロック協議会（北海道、東北、関東北信、近畿、中国、四国、九州）との全国各都市広報主管者協議会に別れ民主日本の発展のため広報活動を推進することになつた

# 水害竹淵地區を襲う

## 冠水被害　三〇〇町歩
## 床上浸水　二三八戸

写真　中谷自振委副会長を中心に災害救助対策協議（右上）
上下段は竹淵大門町附近の床上浸水

去る十日朝梅雨も上るしるしの雷生、土木、広報各課出動、最も被害の多い床上浸水の新町二百余戸からんや十二日早後十時頃より豪雨と変り、竹淵地区平野川が急激に増水亀井橋より大垣橋に至る約十五丁の溢岸（一部北部）七百六十二戸が浸水、八尾市警、消防隊、地元消防団、市民生課始め衛生、土木、広報各課出動、最も被害の多い床上浸水の新町二百余戸の市民に対し、竹淵小学校へ避難せしめる等非常手段を講じ厳重警戒、十三日午前九時より降雨は繁しく、増水は刻々と加うる一方、当市では水害対策本部を龍華（竹淵）に設置、民生課は本部に頑張り地元自治振興委員、民生委員の協力を仰ぎて、被害者の救出食料品の配給等涙ぐましい活動を続けられた

尚被害情況は次の通り
床上浸水――二三八戸――七六七名、床下浸水五三三戸――二、一〇三名

## 学校めぐり

### 安中小学校の巻（9）

本校は旧龍華町立安中分教場として昭和十九年五月に発足し市制後独立校として設置され昭和二十五年四月に校舎の増築もされ学校施設も漸次充実されつつある。

本校校地の歴史を学校沿革史より抜萃すると、往昔龍華寺の伽藍地のあつた跡で、奈良と難波の中間に位し、奈良朝（[illegible]）には宏壮な堂宇伽藍をもつた同寺（法華寺）が建立されて地方の学問文化の中心となつた処で、当時の広い境内には丹青まばゆい塔や僧院が建ち並び、松桜柳さては中国渡来の橘梅などが植えられ中国や韓国の使節も来れば高貴な官人達もしばしば来た。

然し栄枯盛衰この龍華寺も幾たびか水火の災に遭い時勢の流れと共に荒廃の運命を辿らなければならなかつた。

天文二年（一五三三年後奈良天皇の時）洪水の為一瞬にして同寺は潰滅、古文書の類も流失され、今は往昔を偲ぶに足るものもなく、僅かに曩大会りの大門の礎石が残り文万葉集にたちばなの寺の長屋に我寝ねしてあつたことは間違いのないところであろう。

（読人不知）

の句が記されている、いづれにしても往昔は地方文化の中心地であつた。

さて、本校の児童と教職員は常にスポーツを通じて楽しく愉快に過し、スポーツは野球とソフトボールが学級対抗で学期ごとに催されている。

児童議会も組織されて学生活動等を活潑に討議実施され、溌剌とした活気が児童に溢れている

PTAは学校運営に積極的に協力され、すべての学校行事は円滑に行はれ毎年児童の声鶯べを夕休みにPTAと学校共催で行事として行はれ他校にみられない異色である。

現在の児童数は七一〇名、学級数一四、教職員一八名で、本校の教育指導方針の一環として山本校長、林教頭は、「児童の教育は先づ精神の健康であり、精神的に健康な子供は[illegible]度丈夫な苗木が肥沃な土地で十分な養分と日光を得て存分に成長する、これと逆に不健康な子供は家庭や社会の環境その他不健康状態により大きな影響を与えるので伸び伸びとした精神の健康な人間を作ることが私達の務めである」と語られた。ともかく学校創立当時の時代思想が校風の基盤をなすとすれば、伝統もない代りに古い習慣もない安中校はソシアルセンターとして、生気にみちた新しい民主的地域学校ということが出来るだろう。

（C記）

（写真は山本校長）

次回は八尾中学校の巻

## 市會の活動

### 市会事務局

△七月二日　合併促進委員会
△七月二日　議員会
△七月三日　総務委員会
水利費等市費負担に関する請願事件処理について
△七月六日　本市において大阪府下市議会議長会開催
1、地方債発行総額の増額要望について
2、全国議長会及び近畿議長会奨行委員内定について

△七月七日　農政委員会
1、水利費に関する件
2、六反戸堰について
3、農業委員について
△七月十一日　合併促進懇談会
国分他七ケ町村長、町村会議長を招待し合併問題について懇談
△七月十二日　全体協議会
△七月十三日　於布施市近畿市議会議長会開催
1、会則中改正について
2、起債の枠の拡大について
3、地方税の減免防止方要望について
4、公職選挙法改正方要望について
5、教育委員会の設置は市町村の任意とするよう改正方について
6、国鉄紀勢線の全通促進について
7、全国議長会定期総会提出議案の決定について
8、全国市議会議長会実行委員の内選について
9、近畿市議会議長協議会実行委員の選挙について
10、全国市議会議長会々長、副会長及び監事の選挙について
11、地方財政確立について

## 梅雨明けの傳染病予防とあと仕末

（第一）これは我々の仕事だと区別をせずに、市民の皆さんが挙つて我が家の清掃、清潔に努めていただきたいことです。

にお願いしたいことは、先づその清潔と除湿とに努めることが第一であります。いうまでもなくこの梅雨の季節には家の中が大変湿つていて、陰気で不愉快であつてそれだけ我々の身体にも相当害を及ぼしましたから、お天気のよくなり次第各部屋の戸障子を明け放して湿気を除き、すべての衣服に土用干しをしてやりましよう。

（各地）区の大掃除も今年は次々と延期しておりますが、天気が定まり次第順次別掲の通り実施をしますから、定められた日には一戸残らず進んで大掃除をして下さい。

次に一番困るのは浸水後（浸水家屋以外でも）の便所の仕末で、汲み取りも一時になりますから市の指定汲取人も農家の汲取りも追われ勝ちになりますから水が引けは、できうる限りすぐに各自で汲み取るようにして下さい。

（床下）や炊事場、空地、下水溝等の汚水は、はけ口をとさえて乾燥に努め、それでも湿つているところは乾いた土や砂を入れて（石炭ガラは入れないようにして下さい。かえつて湿気をよびます）その上に石灰をまいて消毒して下さい。特に便所の附近は石灰を多量にまくこと。

この大雨でタタミは相当湿気をふくんでいますから、大掃除の日をまたずに一応日光で乾かせるか風通しのよいところへ立てかけて乾燥さすように努めて下さい。永く続いた雨のために各家庭ではノミも発生していることと思いますからDDTやBHCをまいて退治して下さい

（食器）や食物には特に注意していただき、必らず煮沸消毒の実行を願います。先にも申し上げましたように梅雨のために我々の身体も相当疲労していますから無理をしないよう、そして生水、生物に注意して寝冷えをしないよう心掛け、来るべき盛夏を楽しく丈夫で迎えるようにいたしましよう。

毎年のことながら腸・パラチフスの予防注射が七月二十四日から各地区巡回（各地区実施日時場所は各戸に通知します）実施いたします。「チフスの注射は痛いから嫌だ」という声をよく聞きますが病気になるようなことが起れば大変です。少し位痛いのは我慢して「転ばぬ先の杖」一人ももれなく予防注射を受けて下さい。

（衛生課）

### 豪雨による水稲冠水被害

| | 計画面積 | 七月十三日迄一昼夜～二昼夜 冠水 | 七月十三日現在二昼夜冠水 | 七月十六日現在四日～五日間冠水 |
|---|---|---|---|---|
| | 反 | 町反 | 町 | 町反 |
| 八尾 | 二七七二、一 | 一一五、〇 | 二一〇、〇 | 一九、三 |
| 龍華 | 一三三二、八 | 二〇、〇 | 七六、〇 | 一、二 |
| 久宝寺 | 七二六、二 | 三五、〇 | 二八、〇 | 一、六 |
| 大正 | 七一六、六 | 一〇、〇 | 二三、〇 | |
| 沼 | 二二九、二 | 六、〇 | 五、〇 | |
| 東 | 二〇七、二 | 五、〇 | 四、〇 | |
| 北 | 三一九、六 | 五、〇 | 二三、〇 | |
| 新家 | 七四、三 | 一、〇 | 五、〇 | 一、〇 |
| 堤 | 一〇五、〇 | 二、〇 | 八、〇 | 二、〇 |
| 合 | | | | 七 |
| 西郡 | 一九九、〇 | 二九一、〇 | 二五、八 | |
| 合計 | 六四八三、〇 | | | |

## 市民税の納付

### 第一期分の納期は七月末です

報償金制度の利用を

今年度の市民税の令書はこの時報が配付される頃にはすでに皆様のお手許に渡つていることと存じます。大部分の市民の方が生計費を切りつめて尚且つ苦しい家庭経済を営み納めておられるところへ、どつと公租公課が参るのでその御苦痛は、よく御了解できます。

しかしながら、地方分権制度の確立によつて自治体としての事業の範囲が非常に拡大し、それに伴う経費の支出も年々歳々増加の一途を辿つて居り、しかもその経費の大部分はどうしても市税によつて賄わなければならないのです。この経費も帰するところは皆様の産業、民生、治安、教育福祉などの経費であり、民生、治安、教育福祉などのための経費なのでありますから、これは「私達の経費」だから「私達で負担しよう」という納税の意識でもつて、市税政のために御協力下さるようにお願いいたします。殊にいまお手許に参つている令書の市民税は、当八尾市の市税の二分の一を占めている最も重要な税金でありまして、従つて他の市税＝固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、広告税、接客人税＝が全部、完全に納付されましても皆様の市民税が納まらないときは市の事業が二分の一ストップすることになります。こうした関係を篤と御了承下さいまして今月中にぜひお納め下さるよう切にお願します。

また前納された税金には前納一月についてその税金の百分の一が報奨金としてその税金に付されますから、この制度を活用して税金を納めていただけば、納税者の皆様としても御利益ですしたお報奨金の計算について、よく質問を受けますので一例を挙げます

**お金を落された方は八尾市警に**　去る七月十日八尾小学校前の橋の北側五米の地点でお金（一、一一七円）とクーポン券を落された方がありましたら八尾市警に届けてあるそうですから受とつて下さい

（成法寺、大橋忠次郎氏提稿）

◎Aという人が四千円の市民税の令書を受けました。その納期は次の通りです。

第一期　千円　七月中
第二期　千円　八月中
第三期　千円　十月中
第四期　千円　十二月中

この人は七月十七日に金額四千円の納付をしました。この場合の報奨金の計算は

一、第一期分についてはなし（納期内の納付につき）

二、第二期分については納期前（七月十七日から八月一日まで）の日数が十五日ですからこれを繰上げて一月とします。そこで千円の百分の一の金額十円に月数一を乗じて報奨金は十円

三、第三期分については納期前の月数は二ケ月十五日になりますからこれを三ケ月とします。で千円の百分の一の金額十円に月数三を乗じ報奨金は三十円

四、第四期分については納期前の月数が四ケ月十五日ですから、これを五ケ月とします。で税額千円の百分の一たる金額十円に五を乗じて報奨金は五十円で従つて報奨金の合計は九十円となります。

設例では七月十七日納付ですから日数が十五日となり一月としましたがもし十八日以降の納付ですと日数が十四日以下となりますのでこれは切捨て月数に算入しません。

なお市民税の特別徴収（給与支払の際、支払者の方で源泉で毎月控除して所得者の市民税を納入していただく制度）についてよく御問合がありますが、当市では二十六年度は一部のみ実施しておりますが現在までに特別徴収指定の通知のなかつた方は全部、前年とおり普通徴収させていただきますからよろしくお願いします。

◎腸チフス・パラチフス予防注射のおしらせ

本年度腸チフス・パラチフス予防注射を左記の通り実施しますから該当者は必ず受けて下さい

◎沼地区は午後二時より四時まで青年会場において実施します

◎受ける人―満三才から満六十才迄の人
但し現在病気中の人その他体の悪い人はその旨申し出て下さい。なお本年他の所で注射を受けた人は証明書を提示して下さい。

◎本年は消化器系伝染病が流行して居りまた九月は腸チフスの流行期ですから皆さん進んで是非注射を受けて下さい。

費　初回免疫（昨年から今まで一回も受けてない人）三回法三十円
追加免疫（昨年受けた人）一回法五円
但し生活保護を受けている人は無料ですから証明書持参して下さい

| 第一回 | | 場所 | 時間 |
|---|---|---|---|
| 七月十九日 | 七月廿六日 | 竹淵小学校 | 午後六時より九時 |
| 七月廿四日 | 七月廿八日 | 太田正敬寺 | |
| 〃 | 〃 | 大正中学校 | |
| 七月廿五日 | 七月　廿日 | 山本小学校 | |
| 七月廿六日 | 八月　三日 | 山本幼稚園 | |
| 七月廿五日 | 七月廿一日 | 用和小学校 | |
| 七月廿七日 | 八月　六日 | 久宝寺中学校 | |
| 〃 | 〃 | 久宝寺裁判所 | |
| 八月　六日 | 八月十三日 | 楠松称念寺 | |
| 八月　七日 | 八月　廿日 | 龍華出張所 | |
| 八月　八日 | 八月廿一日 | 安中小学校 | |
| 〃 | 〃 | 八尾小学校 | |
| 八月　九日 | 八月廿二日 | 西郡出張所 | |

| 第二回 | | 第三回 |
|---|---|---|
| 七月廿九日 | 八月　四日 | |
| 七月廿八日 | 八月　二日 | |
| 〃 | 〃 | |
| 七月　廿日 | 八月　三日 | |
| 〃 | 〃 | |
| 七月一日 | 八月　九日 | |
| 八月　六日 | | |
| 〃 | 〃 | |
| 八月十三日 | | |
| 〃 | 〃 | |
| 八月十四日 | | |
| 〃 | 〃 | |
| 八月十七日 | | |

### 市議会議員決る

当市農業委員会発足に伴う委員選挙は本月二十日無投票により左記の者を当選と確定しました

なお委員数は七十五名（一委員会十五名）

**八尾**
井上当三郎、柳川市太郎、豊田治三郎、山上幾三、岡本正信、桐山一夫、井上竜一、森田竹次郎、小川勘三郎、田中種太郎、国尾鑑一、西岡惠太郎、川崎栄三五郎、柴本保三、森岡安次郎

**龍華**
辻村治三郎、松浦正三、阪口友三郎、山田庄太郎、草壁孝太郎、小山源次郎、織清夫、水野庄太郎、山口秀雄、山田信太郎、戚田松雄、宮内久太郎、玉田治三郎、村井当喜造、山田宇之松

**久宝寺**
上能伊三雄、田中奈良一、木村徳三、鹿乃明三郎、内野富太郎、山田親光、白木阪治、種谷安次郎、保田周三、御内幸次郎、寺川与三郎、菅野万吉、瓦谷信三、増田勝治良、木村未次郎

**大正**
長谷川秀太郎、高内菅太郎、楠久吉、森本菅造、角野平太郎、北野富造、松井与一郎、中川徳松、植田兵吉、石井亀太郎、高橋丑之助、柴市太郎、水野市太郎、辻井幾太郎、清水正二

**西郡**
柴田新太郎、赤井栄治郎、井上長三郎、西村長次郎、宮島久次郎、大西直三、村尾三一、泉谷金士岐、大西徳次郎、酒井恪、岡田秀三郎、森田源一、井慶京太郎、岡田清次郎、飯尾松次郎

（敬称略）